

介護保険法 賛成討論

2005年6月16日 参院厚労委 (6/16 15:00)

民主党・新緑風会の山本孝史です。介護保険法改正案に賛成する立場から討論を行います。

介護保険は施行から5年が経過し、高齢者の介護を支える制度として、国民の多くが支持するものとなりました。負担増や利用状況の見直しに対する利用者の心情は理解できますが、介護保険を梃子に、地方主権と地域づくりをめざす民主党は、本改正案で示された高齢者介護の将来像は支持できる内容だと考えます。以下、賛成する主な理由を述べます。

第一に、介護保険制度発足とともに、老人福祉の表舞台から退いた市町村に、保険者として再度、高齢者介護の中心的役割を果たすよう求めることは妥当な措置です。市町村の責任のもと、地域包括支援センターを核に、多職種協働や地域の介護資源の最大限活用によって、健康長寿を実現し、尊厳をもって終末期を過ごせる体制の構築を目指すべきです。民主党の求めによる法案修正によって、予防給付や地域支援事業は3年後に検証が加えられ、財源面でも一定の歯止めがかかっていること、権利擁護が市町村の必須事業に改められたことも評価します。

第二に、軽度者を対象とした新予防給付制度の創設は、介護保険制度本来の姿に戻ろうとするものであり理解できるものです。必要な家事援助をカットするものではなく、筋トレが強要されることもないとの確約もなされました。また、専門家の指導の下、個々に作成されたプログラムに基づく筋力向上トレーニングの有効性は認識されるところとなったと受けとめています。

第三に、特養を中重度者向けの施設とすることなど、中重度者の介護施設確保の方針が示されるとともに、大規模介護施設よりも、民家や既存の施設を活用しながら、特養や診療所と連携した小規模多機能施設を展開しようとするのは、より自宅に近い環境での介護サービスの提供を目指すとの観点から支持できるものです。施設環境のいっそうの改善が望まれます。

この他、介護労働者の労働環境の改善、専門性を重視しての人材育成と資質の確保、サービスの質の向上に向けての情報開示の強化、制度運営への保険者や被保険者の参画の拡充などについても、我が党の確認答弁を通じて、一定の前進が見られました。

なお、今後の65歳以上人口の急増を見定めつつ、在宅と施設の利用者負担の公平化のために、居住費負担を求めることは止むを得ないと受け止めます。低所得者であっても介護施設に入所できるよう、また保険料や自己負担費用の急激な増額を避けるように、各般の措置が講じられるとの確認答弁がなされました。きめ細かな対応を再度求めます。

介護保険制度は、医療保険制度から分立したことの残滓を引きずり、厚生労働省において、年金や医療を含めた社会保障制度改革への腰が定まらないことや、経済財政諮問会議に代表される財政優先論への有効な反撃がなされていないこともあって、多くの課題を内在化させています。

介護保険制度はいまだ発展途上にあると言えます。民主党は、そのような介護保険制度を不断に改善しながら、すべての要介護状態にある者に良質の介護サービスを提供する制度へと発展させる決意であることを申し上げ、賛成討論とします。